

製薬業界における使用電力抑制に関する取組みについて

日本製薬団体連合会

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所事故などの影響により、東京電力等の電力供給が大幅に減少し夏場の電力使用量制限なども検討される中、日本製薬団体連合会は、政府基本方針に則り、製薬業界としてのピーク時電力使用量抑制の基本指針を自主的に設定し、各団体および各企業においてその実現に向けた各種取組みを推進する。

1. 現状認識

(1) 政府は電力需給緊急対策本部を設置し、東京電力および東北電力管内における夏の需給ギャップ問題に取り組み、需要面での対策の方向性を次の通り提示。

① ピーク時使用電力の抑制(平日 10 時～21 時)

大口需要拠点(契約電力 500kW 以上) 25%程度抑制

小口需要拠点(契約電力 500kW 以下) 20%程度抑制

※ 東京電力の夏期平日供給力は、約 5,200 万 kW と予測されるが、ピーク時の電力需要は、約 6,000 万 kW と予測され、需給ギャップは、約 800 万 kW の不足。一方、土日のピーク時電力需要は、約 3,000 万 kW と予測され、需給ギャップは、約 2,200 万 kW の余剰。

② 計画停電回避のため、節電に関する自主計画策定を需要家に求める

③ 4 月末を目処に政府としての目標を設定予定

④ 大口需要拠点に関しては、電気事業法第 27 条に基づき、ピーク時使用電力制限が発動される可能性も示唆

(2) 日本経済団体連合会が関係団体・企業に対し、自主行動計画の策定を要請。

2. 基本指針

生命関連産業である製薬業界は、東日本大震災下においても変わらず国民の健康維持を堅持するため、医薬品の継続的かつ安定的な供給が求められている。その社会的使命を今後も確実に担いつつ、現在、社会的な喫緊な課題となっているピーク時使用電力量の抑制についても、製薬業界を挙げて最大限の努力を以って自主的に取組んでいく。

なお今後、政府により電力に関する省令等が制定されるなど諸状況が変化したときは、その方針に基づき適切な対応を図ることとする。

(1) ピーク時使用電力抑制計画

本年 6 月下旬から 9 月までの平日午前 10 時から午後 9 時までのピーク時使用電力について、前年比 25%以上の抑制を目指す。

(2) 行動方針

A. 日常における節電対策の推進

ピーク時使用電力を確実に抑制するため、各事業拠点において節電に関する各種対応策を効果的に組み合わせる展開し、ピークカットを図る。

B. 生産を中心とした事業活動の休日等への一部シフト

平日の事業活動について、概ね週 1 回程度を目処に一部もしくは全部を休日および夜間にシフトすると共に、併せて在宅勤務等の活用により、ピークシフトを図る。

3. 実施ガイドライン

(1) ピーク時電力抑制に関する自主計画の設定

各拠点における本年6月下旬から9月のピーク時使用電力抑制計画(前年比25%以上)を4月末までに定め、実行対応策を設定し展開するが、医薬品生産の種類によって昼夜継続生産の必要がある等、拠点単独では計画を達成できない場合もあることから、原則として各社トータルでのピーク時使用電力抑制計画達成を目指す。但し、電力抑制計画は東京電力管内と東北電力管内ごとに設定する。なお各社は、自主計画の概要について、5月上旬までに取り纏める。また、日本製薬団体連合会主催にて、本件に関する説明会を4月21日に開催する。

(2) 対象拠点

東京電力および東北電力管内の全ての事業拠点を対象にする。

(3) 実行対応策の設定

次の実行対応策について、各拠点の状況に応じて個々に設定し確実に展開する。

【A. 日常における節電対策の推進】

① エアコン

- ・経済産業省の室温基準に基づいた節電運転
夏季:室温28℃ 冬季:室温19℃(政府施設基準に準拠)
- ・窓や扉を開放し外気を取入れ、運転期間を短縮
- ・換気運転の可能な範囲での節減
- ・研究施設における動物実験室等の集約化による運転エリアの絞込み
- ・冷凍冷蔵設備の設定温度の確認と遵守
- ・実験材料保管スペース(冷蔵冷凍設備)等の集約
- ・「クール・ビズ」、「ウォーム・ビズ」の励行(医療施設等訪問時のノーネクタイ等の励行)

② 照明設備

- ・廊下、ロビー等の共用部分および不在部屋の消灯
- ・建物外側照明の減灯・消灯
- ・蛍光灯および電球の一部取り外し
- ・昼休み時間の一斉消灯
- ・手元照明を活用し、居室照明を抑える
- ・外看板の消灯
- ・LED照明および電球型蛍光灯、センサー照明等への切替え
- ・自動販売機等の照明の消灯

③ 事務機器・電気機器類

- ・パソコンモニタの照度抑制
- ・パソコンは、外出や会議時などは電源OFF
- ・OA機器(コピー機・プリンター等)の集約・未使用時の電源OFF
- ・給湯停止
- ・温水洗浄便座不使用時の蓋閉めと低温度設定
- ・不使用時のコンセント抜き

④エレベーター運転の一部停止

- ・エレベーター稼働台数の削減
- ・低層階におけるエレベーター使用の制限
- ・階段使用の促進

⑤自家発電装置の活用

自家発電装置の稼働

⑥蓄熱システム・NAS 電池の活用

夜間電力の有効活用

⑦節電管理

- ・電力使用データの確認による抑制計画進捗状況の把握
- ・エネルギー管理体制(省エネ委員会などの専門組織)の設置と節電ルールの徹底

⑧節電に関する社員への啓発

会社内はもとより、家庭における節電対応策の実施

【B.生産を中心とした事業活動の休日等への一部シフト】

①夏期生産活動を他時期に一部シフト

- ・夏期の生産活動を必要最小限に抑えるため、5月・10月・11月に生産活動を一部シフトし、夏季休日を増加
- ・工場設備のシャットダウンメンテナンス期間を夏期に実施

②休日への一部シフト

事業拠点ごとに平日に休日を設け、土日祝日への事業活動の振替え

〔例示〕

A 拠点:月曜日を休日にし、土曜日に事業活動を行なう

B 拠点:金曜日を休日にして、日曜日に事業活動を行なう

C 拠点:水曜日と木曜日を休日にして土曜日と日曜日に事業活動を行なう

③業務の一時外部委託

- ・西日本および海外への一時委託の推進
- ・生産の外部移管比率の拡大
- ・施設内焼却設備による廃棄物焼却業務の外部委託

④早朝・夜間への一部シフト

- ・早朝出勤による午後半休
- ・午後から夜間の出勤による午前半休

⑤在宅勤務の活用

- ・会社施設利用時間の削減

・フレックス、午後半休等の活用

4. 今後の中長期的な課題

ピーク時電力使用量の抑制に関しては、この夏場だけの課題でなく今後も継続することが予測されることより、次の中長期的な課題を掲げ、各社ごとにその現況に合わせて前向きに取り組んでいく。

- ・省エネルギータイプの事務機器・電気機器・設備の導入
- ・省エネルギーに関する社内体制の拡充
- ・自家発電設備の拡充
- ・夜間電力活用システムの拡充
- ・デマンド監視装置の導入による使用電力の確認
- ・事業拠点の東日本地域以外への一部移転および集約化

[参 考] 電気事業法抜粋

第 27 条(電気の使用制限等)

経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者からの受電を制限することができる。

第 119 条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

七 第 27 条の規定による命令又は処分に違反した者

以 上